甲賀市立甲南第一小学校ＰＴＡ会則

第一章　　名称及び事務局

第１条　この会は、甲賀市立甲南第一小学校ＰＴＡと称する。
第２条　この会の事務局は、甲賀市立甲南第一小学校におく。

第二章　　目的及び活動

第３条　この会は、児童の健全な成長をはかることをもって目的とする。
第４条　この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。
　　１　よい保護者、よい教師となるよう努力する。
　　２　家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を指導する。
　　３　児童の生活・学習環境をよくする。
　　４　公教育費を充実することに努める。
　　５　国際理解をはじめ、現代的課題に関する研修を行う。

第三章　　方　針

第５条　この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。
　　１　児童の健全な成長をはかるために活動する他団体および機関と協力する。
　　２　特定の政党や宗教にかたよることなく、もっぱら営利を目的とするような行為は行なわない。
　　３　この会またはこの会の役員の名において公私の選挙の候補者を推薦しない。

第四章　　会　員

第６条　この会の会員となることのできる者は次のとおりとする。
　　１　甲賀市立甲南第一小学校（以下甲南第一小学校という）に在籍する児童の保護者または、それに代わる者（以下保護者という）。
　　２　甲南第一小学校に勤務する教職員（以下教職員という）。
　　３　甲南第一小学校学区に在住し、この会の主旨に賛同する者の入会は常任委員会で決定する。
第７条　会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第五章　　会　計

第８条　この会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入によって支弁される。
第９条　会費は、常任委員会により年額を定める。
第10条　この会の資産は、第二章の目的達成のため以外に使用してはならない。
第11条　この会の会計年度は４月１日にはじまり翌年の３月３１日に終る。

第六章　　役員及び選出

第12条　この会の役員は次のとおりである。
　　会長１名　　副会長３名（会計を含む）　教職員より会計１名・書記２名
第13条　役員の選出は次のとおりである。
　　１．会長　　・会長並びに地区長による選挙管理委員会を組織し、会長の選挙公示を行う。
　　・立候補者がある場合は、全会員の信任投票によって選出する。
　　・立候補者がない場合は、選挙管理委員会を解散し、会長並びに地区長による役員選考委員会を組織し、選考した後、選挙対策委員会の承認を得る。
　　・会長は、地区長を兼ねることができる。
　　２．副会長（３名）
　　新年度の地区長の中から選考し、選挙対策委員会の承認を得る（副会長の内１名は会計を兼ねる）。

第14条　役員の任期は１年とする。但し再任は妨げない。

第15条　役員に欠員が生じた場合は、役員選考会を開催し、補充役員を決定する。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
第16条　原則として役員の兼任は認められない（会長、副会長）。

第七章　　役員の任務

第17条　役員の任務は次のとおりとする。
1　会長は会務を統理し、総会及び各種委員会を招集する。
2　副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理をする。
3　会計は、この会のすべての金銭の収入・支出を正確に記録し、年度当初の総会において予算を報告し、年度末には会計監査委員の監査を経た決算を報告する。
4　書記は、総会ならびにすべての委員会の議事を正確に記録し、各種の会合について通知する。

第八章　　総　会

第18条　総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
第19条　総会は毎年度１回以上開催する。
第20条　総会の定足数は会員の５分の１以上とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
第21条　常任委員会が必要と認めた場合または全会員の五分の一以上の要求のあった場合には、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第九章　　各　種　委　員　会

第22条　この会は次の委員会をおく。
常任委員会、学年委員会、会計監査委員会、選挙管理委員会、役員選考委員会、
選挙対策委員会、地区委員会。
第23条　常任委員を次のようにする。
常任委員は、各地区から１名（会長１名　副会長３名＜会計含む＞）、教職員より４名とする。会員及び教職員の増減によって運営上支障をきたすときは、常任委員会でその選出及び任期をきめる。
第24条　常任委員会は常任委員、各部長、委員会長、協議会長で構成し、任務は次のとおりとする。
1　各種事業計画を審議し、各部会間の調整を行うと共に、実行に移す。
2　常任委員会や総会に提出する事業計画案、予算案を審議する。
3　その他全会員より委任された事務を処理する。

第25条　常任委員会は、総会を開き難い場合これに代わる決議権を有する。
第26条　常任委員会は、毎年度定期的に開催することを原則とする。

第27条　学年委員会は、各学年より５名選出された委員と教職員で構成し、事業の活発な運営をはかるために次の事業部、委員会、協議会に所属する。

広報部	会員に対し会の運営状況、学校の教育活動状況等の周知をはかり教育に関する理解を深める。
人権同和研修部（同和教育推進協議会）	人権教育やその他会員の教養を高めるための幅広い研修を計画する。
環境整備部	校内外の教育環境整備のための奉仕活動の計画をする。
育成部	会員ならびに児童の厚生福祉に関する事業を計画したり、校外の児童・生徒指導をしたりする。
学校保健委員会	学校における保健安全管理と保健指導に必要な事項を協議し、円滑な実施とその成果の確保に資する。

1　各事業部、委員会、協議会は部会長を選出し、各長は、常任委員会に出席する。

２　各学年委員の人数が不足した場合及び各事業内容に変更が生じた場合は、その都度協議する。

第28条　常任委員会は、会員の中より２名の会計監査委員を選出する。
第29条　会計監査委員は、会計を監査する。
第30条　地区委員会は、新年度の地区長を決定する。
第31条　新年度地区長は、役員選出のため選挙対策委員会を構成する。
第32条　選挙管理委員会及び役員選考委員会は、会長及び地区長で構成する。

第33条　地区委員会は、各地区で必要に応じて開催する。
第34条　学年委員会は、学年の保護者・教職員の要請によって開催する。
第35条　学校保健委員会及び同和教育推進協議会については、別に規約を定める。
第36条　各種委員会は、過半数の出席がなければ開くことができない。

第十章　　会　則　変　更

第37条　会則は、総会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。但し改正案の提出については、会長はその内容を１０日前に全会員に通知しておかなければならない。
第38条　慶弔規定、見舞については、常任委員会に一任する。

附　則

この会則は昭和３３年１２月２３日より実施する。
昭和５５年４月２６日一部改正
昭和５７年４月２４日一部改正
平成　２年４月２５日一部改正
平成　７年３月２１日一部改正
平成１１年３月２３日一部改正
平成１４年３月２０日一部改正（第23条の１）　　平成１４年４月１日より実施
平成１７年２月２５日一部改正（第23条の１・第27条）平成１７年４月１日より実施
平成２８年７月１５日一部改正
（第４条、第６条、第９条、第13条、第21条～27条、第30条、第34条）
平成２９年４月１日より実施
平成２９年７月１４日一部改正（第24条・第27条）　　平成２９年７月14日より実施
令和　６年５月　２日一部改正（第19条・第27条）　　令和　６年５月２日より実施

ＰＴＡ組織

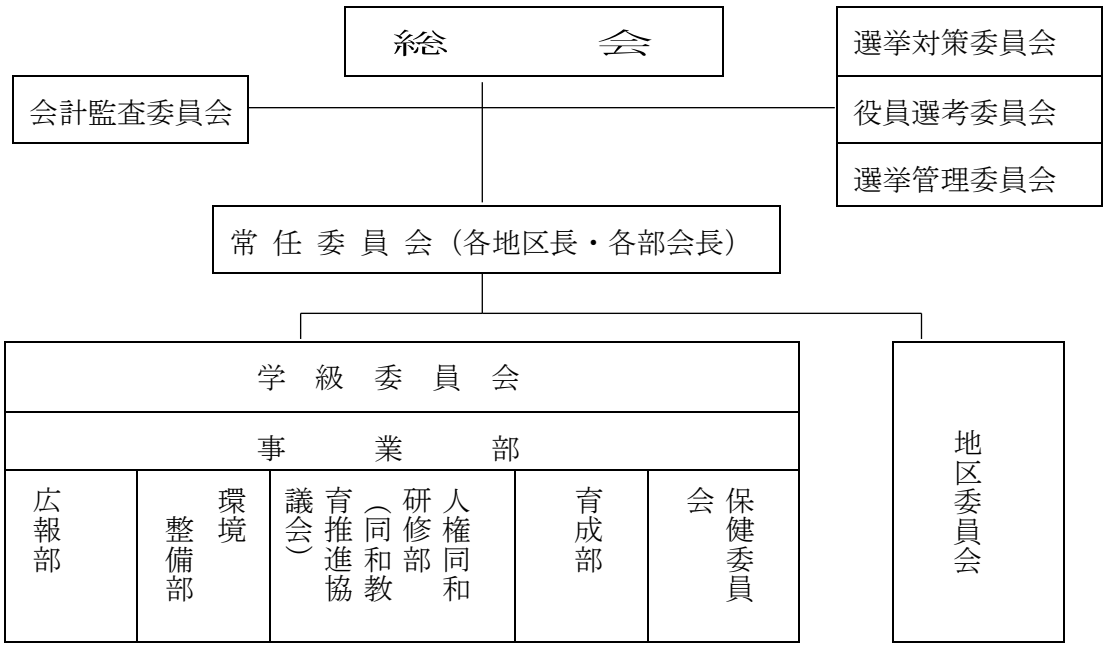

学校保健委員会

■組織

＊学校長、教頭、教務、保健主事、養護教諭、体育・安全・給食・食育・生徒指導・特別活動・性教育の各主任、各学年より１名、
＊学校医、学校歯科医、学校薬剤師、栄養士
＊教育委員会、給食センター、保健センター、地域推進委員
＊ＰＴＡ会長、副会長、学校保健委員会長、学校保健委員会員、ＰＴＡ学年委員の５分の１

同和教育推進協議会

■組織

＊ＰＴＡ会長、副会長
＊ＰＴＡ各事業部長、学校保健委員会長、同和教育推進協議会長

＊ＰＴＡ同和教育推進協議会員
＊ＰＴＡ学年委員の５分の１
＊本校全教職員